

Title	田沼意次の失脚と天明末年の政治状況
Sub Title	The fall of Tamura-Okitugu (田沼意次) and its political backgrounds
Author	山田, 忠雄(Yamada, Tadao)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.241- 257
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0245

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

田沼意次の失脚と天明末年の政治状況

山田忠雄

天明六年八月二十七日、田沼意次は老中を罷免され雁間詰に貶された⁽¹⁾。「浚明院殿御実紀」(巻五十五)は「病により職ゆるされ」と伝えるが、これはあくまで表向きの理由にすぎず、内実は十代將軍徳川家治の死と深く関係していたことはいうまでもない。

ところで意次が老中を罷免された前後の幕府内部における確執について、従来余り注目されていない。また意次失脚も將軍家治の死と前後するので、単に両者の関係が時間的・結果的に説明されるにすぎない。しかも、なぜ家治の発喪が遅らされたのか——このあたりに意次の老中罷免の真因が隠されているようである。

そこで小論においてこの点を解明し、いささか微視的ではあるが、天明末年における幕政史の一端を分析してみたい。

註

(1) 「浚明院殿御実紀」巻五十五、天明六年八月二十七日の条

(2) 『徳川実紀』第十篇、新訂増補国史大系第四十七巻、八〇九ページ。

(2) 家治は同六年九月八日に死去したと「浚明院殿御実紀」(巻五十五)は伝える(同右、八一〇ページ)が、これにつづいて「この日三家を始群臣等朝より出殿して御けしきうかゞひありしが。大老。宿老出でその事を伝ふ。」との記事がある。こ

れて先立って、同月「三日御病おもらせ給ふによて。溜詰。雁間詰。奏者番はじめ群臣みな出仕して御けしき伺ふ。三家は使もてうかゞはる。」(同右、八〇九ページ)つづいて四日の条にも「三家ならび溜詰。普第衆はじめ。布衣以上出仕して御気色うかゞふ。」(同右)以下の記事がある。とくに四日の出仕につき「公方様御氣風ニ付、為伺御機嫌……明四日四時可出仕候」と三日附の触が出されている(『御触書天明書成』三一九七号。九五七ページ)。五・六・七日も同様の病氣伺いがくりかえされたが(『俊明院殿御実紀』卷五十五、同右、八一〇ページ)、七日には「公方様御勝不被遊候ニ付、為伺御機嫌、明八日四時惣出仕

之事」と触れている(『御触書天明集成』三一九八号。九五七ページ)が、「惣出仕」をとくに命じていることは、本註、冒頭所引の記事からみて、この日の惣出仕は家治の死の弘めのためのものとみてよい。事実上の死去は九月八日以前であった(後述)。なお横山則孝氏は「柳宮日次記」天明六年九月八日の条(「一、公方様御勝不被遊候ニ付、御三家方始惣出仕有之候処、御養生不被為叶、今已下刻、薨御被遊候段、於席々老中列座掃部頭演達之」)を引用して、やはり同日発喪説をとっている(「家齊の將軍就任と一橋治済」『史叢』第一一輯)。

二

ふつう宝曆―天明期は、いわゆる田沼時代として理解⁽¹⁾されている。しかし、田沼意次が幕閣において政権を完全に掌握しえたのは安永八年以後のことであり、とくに天明元年がその画期的な年であった⁽²⁾。

それは田沼意次個人の栄達のみならず、意次の縁戚とその連繫者を中心とする、いわゆる田沼派による天明期の幕閣人事独占掌握体制の確立を意味していた。

表面的には順調な栄達の道をまっしぐらにつき進んでいく意次にとって、天明期は得意の絶頂期であったにちがいない⁽³⁾。しかし一方この時代は本格的封建的危機に突入していた。すなわち天明の大飢饉に見舞われ、かつ一揆・打毀しの大昂揚期でもあり、社会的矛盾の激化が事態を一層深刻ならしめていた⁽⁴⁾。それは人民の困苦はもちろんのこと、封建領主諸階層にあっても、その封建支配を困難ならしめた。それは、連年相ついで襲った大風・大雨・洪水・火事・噴火・飢饉と

いった自然災害にとどまらない。その上、田沼政権下の営利政策といわれるところのさまさまの封建的収奪が、人民諸階層を一層の困窮に陥れた。もちろん人民諸階層はいたずらに餓死を待っていたのではなく、天明期の階級斗争の大昂揚に見られるように、百姓一揆、都市打毀しの激化に具象される広汎な人民の抵抗が、この時期を特徴づける。⁽⁵⁾

ところで天明六年は「燔燹秋糶」すなわち「春は火事夏は長降り秋は水冬はきょんと兼て知るべし」という判じ物に⁽⁶⁾されるような社会不安におののいていた。折も折、この年六月二十九日「近年融通不宣、諸家差支有之趣相聞候間、此度金銀為融通」を名目として、いわゆる貸金会所の令を達した。⁽⁷⁾

その間の内情を伝えてある史料はいう。

「此役銀被出の事ハ元来松平下総守家来原惣兵衛という者（中略）主殿頭吹挙にて支配勘定の御雇に成て居たりけるか此者の工夫を以て申出し主殿頭家来三浦庄司と兩人申合て又も己々の利徳を得ん巧にて主殿頭をすゝめける間元来金銀利徳に目のなき主殿頭忽承引有て水野出羽守御用番の時羽州を以て申渡させける社邪智の上のよこしまなれ諸人のにくみ思いけるもむへならずや此一件被仰出ハ有けれども諸向誰くも只あきたる斗にて何と答ふる人もなし先御勘定奉行衆へこそとて松本伊豆守へ聞合するに委細の事ハ不知由答ふる間大屋遠江守などハ貴方御勝手方を被勤ながら不知由を答へらるゝは心得かたし暫諸向の様子を見て社などゝ心にもとめられす伊奈半左衛門八年々困窮の御百姓之儀に以間私支配所之分ハ如此御触ハ難申付以去私知行所之分ハ御日限の通不残上納為仕と答被申けるとかや御三家方をはしめ御断被申上面々一番に松平安芸守松平陸奥守其外大名多く御断被申上げる中に水野出羽守ハ主殿頭差図故申渡ハ被致けれ共もとゞ不承知なりけれハ御断被申上げる共いふ一番に出銀取集被差出けるともいへり（中略）筑前の家中などハ専ら武具を用意し此事に付てハ必定百姓一揆起るへしとて心掛け居たりといへり七月盆前牧野越中守を両度迄水戸家へ被召たりしか定而此事なるへしと専ら世上に風聞せり」（天明巷説）⁽⁸⁾

右の史料のなかには注目すべきいくつかの動きがふくまれている。

発案者の原惣兵衛であるが、彼は伊勢桑名藩主松平忠啓の家臣の身でありながら当時の諸人士と同様、手づるを求めて意次に接近した人物の一人であり、右史料も「大欲法外の山師」「邪智深き者」と酷評している。貸金会所が原惣兵衛の案出であることは、擬作とはいえ、田沼政治を弾劾した政治文献ともいうべき「田沼主殿頭殿へ被仰渡書」の最後の条に「原惣兵衛企之一件取行候はゞ、誠以天下乱亡(天下騒動)田代罪案」たる事、必然之事に候」とあることから疑いがない。このことは田沼政権の経済政策を考える上で見逃がせない問題だと思ふ。なぜならば幕府勘定方諸役人外の建策、立案を意次が採用していることは、この時期の幕政の動向と深く関係しており、工藤平助の『赤蝦夷風説考』による蝦夷地開発計画のばあい(『北門叢書』第一冊、大友喜作氏の解説、参照)と併せて研究すべき今後の問題点といえよう。

しかも右の史料の暴露によれば、その政策の実施者であるべき勝手方勘定奉行松本秀持すら詳細不明の状態だったという理解し難い話を伝えており、もし事実とすれば、大目付大屋明薫の不審をはじめ、関東郡代伊奈忠尊の抗議などにみられるように、幕臣間には不信と動揺がかなり拡がっていた様子が窺われる。

さらに重要なことは、申渡した用番水野忠友自体の行動が内心不本意であったことを伝えているばかりか、諸大名たちが公然あるいは消極的な反対を示しているという注目すべきことを記している。すなわち、尾張・紀伊・水戸三家をはじめ、広島浅野家・仙台伊達家などの親藩・外様諸藩はいずれも貸金会所令を拒否している。なかでも筑前黒田家では「専ら武具を用意し此事に付てハ必定百姓一揆起るへしと心掛け居たりといへり」と、この政策が実施されたばあいの領主側の不安が明確に浮き彫りされている。

宝永の富士山噴火の際に幕領・私領を問わず各国高役金賦課(10)の前例があるとはいえ、もともと幕府の賦課は、幕領に限定されていた。その原則を無視して諸国公私領を問わず一律に融通金の名目で五カ年の徴集となれば諸大名の反撥を買

うばかりか、福岡藩のごとくこれまでにほとんど領内において百姓一揆が発生していない藩においてすら、その実施にあたって、領内の百姓一揆の誘発を憂慮せざるをえなかったのも不思議ではない。すでに天明元年の上州絹一揆の折には、老中松平輝高の領内の百姓が高崎城下に押し寄せて糸絹貫目改所を撤回させており、また天明五年には関東・伊豆・駿河の海上通船・川船その他所稼船・農業船に課税を令したところ、百姓らの「党をむすび騒擾せんとする」⁽¹¹⁾ 反対運動にあつて停廢している。⁽¹²⁾ これらはいずれも幕府・大名の支配領域を越えての幕府政策の実施を目ざしており、その点、明和の伝馬騒動の契機となった支配領域の如何に拘らない幕府経済政策の貫徹を計ろうとしたときと共通しているといえる。今度の貸金会所は、かかる経済政策の全国的貫徹＝幕府支配の一円化（もし成功したとすれば）⁽¹³⁾ に通ずるものがあり、それだけに封建領主層の内部矛盾も激化して諸大名の田沼政権への反抗となり、かつ百姓一揆激発の誘因となりうる点で、福岡藩の武備強化も単なる杞憂ではありえなかったわけである。

こうした点を考えていくと、貸金会所政策の実施を強行すれば、田沼政権の経済政策の犠牲となっていた農民諸層を階級的に結集させることになり、全国的蜂起の契機となる可能性が現実存在した。正に「天下乱亡（天下騒乱）たる事、必然之事」という切実な領主層の危機感を生んだ。それだけにそれは単に田沼個人への諸大名の反感にとどまらず、封建支配者側の階級的恐怖を異常に高めた。

「天明巷説」に老中牧野貞長が水戸家に再度にわたって貸金会所の件に關して呼び出されたという噂を伝えているのも、あながち巷間の推測とばかりはいえない。尾紀水三家の反対についてはさきにも指摘したが、紀伊藩主徳川治貞はその積極的な反対者であった。

治貞の頌徳ではあるが「麟徳記附録」に、

「相良侯（田沼意次―引用者）執政の時……日本惣戸税の議定りて上使して御三家の御方へ密旨仰下さるゝ事の有しに独

り我公のみ此議を肯はせ給はず屢々滉瀝（尾水—引用者）の御両公へも御閑談ましくて此令出なははや総劇の本になりて乱階もや発し侍らん譬ひ治貞身に替へても争はてやは有と仰せられ候が遂に是か為に此議も止みしとそ⁽¹⁴⁾と、治貞の決意を記している。すでに意次は將軍家治の死にさき立って、自らその失脚の素地を作っていたといえる。

しかもこの新政策が発令された翌七月中旬には「これまでは寛保二年をもて大水と称しが。このたびはなほそれにも十倍せりといへり⁽¹⁵⁾」という江戸開府以来の大洪水に、江戸市中は見舞われた。

後述する意次の失脚と直接に関係するが、八月二四日「さきに命ぜられし寺社、農商より金。銀を官に収めしめ。諸家にかし給ふべしといへる令を停廢せらる。これこたびの水害により農商等がうれひ申すによれり⁽¹⁶⁾」と、貸金会所の取り止めを令した。同日、大和金剛山の金鉞試掘、下総印幡・手賀両沼干拓も取り止めた。これらの政策に対する人民の抵抗が、ついに幕府をして譲歩を余儀なくさせたといえる。その意味で、政策の撤回は当年の人民斗争の直接の成果である。

ところで、貸金会所の発案者原惣兵衛について彼が、貸金会所と住吉沖築立の「御用を承り、大阪へ被帰る処に、又江府より召返され、桑名へ是迄の趣を達せられ、宗兵衛を引渡さるゝとなり」と『翁草』⁽¹⁷⁾は伝えている。また同書は「三浦庄二、是は備後の百姓の由、委しき事を不知⁽¹⁸⁾」と伝えているが、森銑三氏の紹介になる「完本蕉斎筆記」のなかに、

「田沼侯の家臣三浦庄次といふ者は、元来福山（藩主阿部正倫—引用者）の御領分の大割庄長なりけるに聊の義出来して国を追放せられ、田沼侯え有付けるが、遠州相良御領地有しに、百姓の事存じたる者なきゆへ此庄次へ被仰付、段々立身して遂に用人にまで経登りたり。（中略）田沼侯御不首尾にて庄次も浪人しけるが、大分の金銀を貯居ける故、浪人にて当時は暮しけるとなり⁽¹⁹⁾」

という記述がある。しかし事實は意次の老中罷免直後、水野忠友を通じて幕閣の意向をうけた田沼氏一族の評議の上、三浦庄司は押込みを申付けられ、さらに網乗物にて遠州相良に送られ、入牢を命ぜられた⁽²⁰⁾。

両人に対する迅速な処罰の仕方にも、幕付の融通金政策が実施された場合に惹起されたであろう全国的人民蜂起に対する封建支配者の危機感を明白に読みとることができる。しかも折から將軍家治の病歿直後(次節)の緊張した空気の中で、意次の引き立てで大老になったといわれる井伊直幸以下、意次の縁戚たる老中松平康福・水野忠友などの支配する幕閣陣容では、田沼政治の修正すら不可能である。ここに尾紀水三家の異例な幕政介入が、將軍の「遺言」²¹⁾を楯に行なわれたのである。

註

(1) もちろんこれには辻達也氏の異論もある。すなわち辻氏は、宝曆期に独自の政治史的意義を見出している(「幕政史からみた享保より田沼への過程について—宝曆期に関する試論—」『歴史学研究』一六四号)。

(2) 小稿「田沼意次をめぐる天明期の政治情勢」(仮題)、『史学』に近く発表の予定)参照。

(3) 天明四年三月二四日に、意次は子息意知横死事件に遭遇し「けちのつき初め」(三上参次『江戸時代史』下巻三三三—三三六頁)には結果的になったが、なおしばらくは順調な栄耀を誇り、天明五年一月二九日、意次は一万石加封されて五万七千石となった(「浚明院殿御実紀」卷五十二、同右七六六—六七〇頁)。これは宝曆八年に万石に列して以来、八度目の加封に当る。

(4) さしあたり、小稿「天明の大飢饉」、同「天明の打ちこわし」(学研版『日本と世界の歴史』第一六卷、近刊)参照。

田沼意次の失脚と天明末年の政治状況

(5) 青木虹二『百一姓揆の年次的研究』参照。なお、この人民蜂起を、窮乏による(たとえば飢饉による没落を直接の原因とする)デスペレートな斗いと理解してはならない。これについては、小稿「林基『百姓一揆の伝統』(歴史科学協議会編『歴史の名著』所収)七七—七九頁参照。

(6) 『天明六丙午饑饉之記』(慶応義塾図書館蔵)。なお「浚明院殿御実紀」卷五十五、天明六年七月一七日の条にも「ことしの春は日ごとに風烈しく。火災しげきこと常にこえしかば。四民ただ雨をのみぞみしが。夏のほどより連日雨ふり風つよく不時の冷氣にて。時の衣をきるものなし。云々」とある(同右八〇—八〇五頁)。

(7) 「浚明院殿御実紀」卷五十四(同右、八〇三—八〇四頁)。「御触書天明集成」三〇八二号(九一六—九一七頁)。これは諸国寺社山伏、諸国御料私領を問わず百姓は持高百石につき銀二五匁、町人は間口一間につき地主より銀三匁ずつ五カ

年間にわたり出金させるものであった。なお『大阪市史』第一、九八六ページ以下、同第三、一一四四ページ以下(触三三一九号以下一連の触・達)参照。

(8) 「天明巷説」(慶応義塾図書館蔵)は「天明六年季冬」の序文をもち、その成立は田沼意次の老中罷免から間もない時期に書かれたものと思われる。筆者は不明であるが、内容からみると幕臣の中でもかなりの身分の者の手になると推測され、その記事は相当に信憑性を持ち得る。その根拠についてはいずれ史料紹介と併せて行ないたいと考えている。本書は幕末の国学者堤朝風旧蔵書で、今のところ類書は見当たらない。

(9) 『列侯深秘録』(国書刊行会)所収、同書五二六ページ。なお「田氏罪案」(『翁草』卷之百十、同右、中巻五〇五ページ)参照。

(10) 「常憲院殿御実紀」巻五十七、宝永五年閏正月七日の条(前掲国史大系本『徳川実紀』第六篇六八二ページ)。「御触書寛保集成」一三九九号(七四六ページ)。

(11) 田村栄太郎「上州絹一揆」(『一揆・雲助・博徒』所収)および萩原進「糸絹運上騒動」(『騒動―群馬県農民運動史ノ―ト』所収)参照。

(12) 「浚明院殿御実紀」巻五十三、天明五年十月七日の条(同右、第七篇七八三ページ)。「御触書天明集成」三〇一七号(八八九―八九〇ページ)。

(13) 小稿「宝曆―明和期の百姓一揆―権力との対応をめぐって

―」(『日本経済大系4 近世下』所収)参照。

(14) 『南紀徳川史』第二冊、三〇八―三〇九ページ所引。なお同書三三二ページにも、上田章撰の漢文で「当公之時、幕府執政田沼意次(中略)終令海内、徧收戸税、名曰融通金、公深憂之、屢与尾水二公謀、欲論争止之、曰縦令幕府允之、吾輩可黙止之、固進其議、幕府遂令廢之、自此意次漸失威權、寛政一新之源、兆於此云」と治貞の反対活動を記録にとどめている。

(15) 「浚明院殿御実紀」巻五十五(同右、八〇六ページ)。なお「関東洪水」(『改訂史籍集覧』第十七冊所収)参照。

(16) 同右、八〇九ページ。「御触書天明集成」三〇八三号(九一七ページ)。

(17) 『翁草』巻之百九(日本随筆大成、第三期一二、中巻四九六―四九七ページ)。

(18) 同右、四九七ページ。

(19) 森銑三「完本蕉斎筆記を読む」(『書物と江戸文化』所収)一九五―一九六ページ。

(20) 「天明巷説」。なお「相良海老」後篇に三浦庄司の顛末が記されている(林基氏の好意による)。

(21) 「天明巷説」。ただし、この「遺言」の有無については、古くから疑問視されている。

天明六年七月下旬以来、水腫で静養中の將軍家治は、八月一五日の惣出仕には風邪を理由に殿中での謁見を行わず、將軍世子家斉が代ってこれを受けた。⁽¹⁾このころから家治の病状は急激に悪化した。

家治の病状の経過については、幕府の公式記録としては「浚明院殿御実紀」卷五十五がある。その他『翁草』卷之百九「天明巷説」「天明年度田沼盛衰輪廻記」(原題「実説夢物語」国会図書館蔵。これは「田沼実記」(『近世実録全書』第九卷所収)と同系統の実録とみられる、ただし内容に若干の出入りがある。)⁽²⁾「相良海老」(京都大学蔵)などの諸文献が精しく記述するが、かかる文献の性格上、それらを比較検討してみると「天明巷説」が内容上もともと信頼できる(たとえば情報の出所を明らかにし、あるいは諸説をのせて筆者なりの批判を加えているなど、江戸城中の内情に明るい旗本身分の手になるかなり忠実な実録とみてよい)。

これら諸書の記述を通じてかなり断定的に言えば、家治の死は「実紀」に伝える九月八日は、さきにのべたごとくあくまでも公式の発喪にすぎないということである。

すでに内藤耻叟は『徳川十五代史』浚明公記天明六年八月の条に「或は伝ふ、將軍の薨は其の实二十日に在り、秘して喪を發せず⁽²⁾」と八月二〇日卒去をとっている。その後の史書でこれに倣うものが多い。⁽³⁾内藤はその典拠を挙げてないが、管見の限りでは『翁草』に拠ったのではないかと思う。すなわち同書に「実は八月二十日夜薨御なり」「九月八日薨御之旨被令⁽⁴⁾」とある。しかし神沢杜口は京都にあってこれを筆録しているばかりか「田沼家衰微」として、天明七年一〇月二日の意次再処罰後の動きまで伝えていることと考え合わせると、かなり時間が経って書かれた『翁草』の記事だけでは八月二〇日説はすぐ採用し難い。⁽⁵⁾

それでは他の文献はどうかというところ、「実説夢物語」や「相良海老」などのような民間の実録はいずれも九月八日説を採っている、そのくわしい病状の記述にもかかわらず、史料吟味を行わずにこれをうけいられないことはいうまでもない。

「天明巷説」によれば、家治の卒去は八月二五日の暁だという。それも単なる噂でなく、その出所として、新番士仙石次兵衛組大木市左衛門の直話として、彼が八月二四日は当番で城中に詰めていたところ、二五日の暁に「何事とハしらす営中甚敷騒きあへり御医師衆不残登城有西丸よりも俄に被為入御沙汰有清水一橋への御使立て御登城有へき由言罵る」騒ぎであったという。

因みに「凌明院殿御実紀」では二五日の条の記事は欠けているが、翌二六日の条に「この暁よりまた重くなやませ給ふよし聞えて。内班の群臣みな上直して家に帰らず。」とあり、「天明巷説」でもこの日に家治の死躰が頻にゆるえ出し吐血夥しく、異常な死に様だったと伝えている。とにかく家治毒説の疑いがのちのちまでも永く信ぜられるような異様な最後であった。

すこし家治の死にかかずらいすぎた。意次に問題を戻そう。

前節ですでに融通金御用が広く領主層・人民諸階層をしてそれぞれに田沼反対派として全国的に結集せしめる客観的條件を作り出したことを指摘した。そうした状況の上で、意次の政治生命に終焉をもたらす事態が起きた。

それはいうまでもなく將軍家治の死であるが、いまそれをくどくど説明する余裕はない。とにかく意次らの推輓した奥医師日向陶庵・若林敬順のうち、とくに敬順の調薬が家治の病状を急激に悪化せしめた（八月一九日以降）。これを契機に強引に両医を推した意次への非難が高まった。なかでも將軍近習（小姓・小納戸）たちの間で「武家諸法度」に厳禁されている徒党の誓いがなされ意次刺殺が秘密裡に企てられた。その中には意次の甥（妹の子）にあたる小姓新見正徧も一

味している。彼らはかつて田沼意知刃傷の佐野善左衛門が乱心沙汰とされた前車の轍を踏まないよう、小納戸頭取松平織部正乗尹に予めその旨を打ち明⁷⁾ち、その同意と協力の約束をとりつけた。將軍近習たちが公然と徒党を組んだことはその目的が何であれ、重要なことである。しかも彼らはさらに大奥と結托して、老中水野忠友に圧力を加え、ついに田沼意次を処罰に先立ち、幕閣内から遮断させるのに成功した。ここに至って意次は、水野忠友の勸告にしたがって登城を差し控えざるをえなかった。「浚明院殿御実紀」天明六年八月二二日の条に、「田沼意次病もて家にこもる。」とある記事がそれである。この病気というのは、家治卒去により、同月二六日に辞職願いを出し、翌二七日「宿老田沼主殿頭意次病により職ゆるされ雁問詰にせらる。」⁸⁾とあるのと同じく単なる口実にすぎない。

このとき同時に側用取次稲葉正明も側衆を罷免され菊の間縁頼詰に貶され、前年加秩分の三千石も減封された。⁹⁾これは奥医日向陶庵推薦の責任を問われたものである。

田沼意次の老中罷免後、再度（天明六年閏十月五日、天明七年十月二日）にわたる処罰とその間の経過については、横山則孝氏の前掲『史叢』論文に精しく論究されており、ここで附加すべき新事実もないのですべてそれにゆずる。

若干附言すれば「文恭院殿御実紀」巻一には記録されていないが、第一回の処罰された折、御前遠慮（謹慎ではない）を命ぜられたが、これは同年一月二七日にゆるされている。¹⁰⁾翌七年正月元日の年賀第一日には、江戸城中において家斉に拝謁しているが、その席次は老中に准じられている。¹¹⁾この事実はどう評価したらよいであろうか。

この前に一言ふれておくべきことがある。それは家治卒去の弘め（天明六年九月八日）に先立って、九月五日、水野忠友は養子忠徳（実は意次の四男、のちの田沼意正）を離縁して田沼家に帰すと同時に、¹²⁾このことを他家に披露した。するとこれをきっかけに、松平康福（老中）、井伊直朗（西丸若年寄）、西尾忠移（奏者番）はいずれも田沼家と離縁義絶（事実上は婚姻後すでに死別したものを含めて）している。それに倣うもの、井伊直幸（大老）以下、その数は大名、旗本五

三人に及んだという。これに準じて小身の旗本で、田沼家中と縁組を結んだものまで同様であった。

そうした諸大名・旗本間のあわただしい動きの中で九月八日惣出仕の席上、將軍薨御の弘めが行なわれた。また老中以下、一応田沼家との族縁を断つたのち、意次の処罰が行なわれたことが判る。しかし、これはよって、意次の政治生命が完全に断たれてしまったものでないことは、さきに示したように天明七年の年賀がそれを示している。

すなわち意次の幕閣追放後も、依然としていわゆる田沼余党が健在であったことは、義絶したとはいえ井伊直幸・松平康福・水野忠友以下が幕閣の中枢に居坐っていることでも分明である。意次の政權復帰の可能性はまだ残されていたとみてよい。

古く菊地謙二郎氏が、意次処罰直後の天明六年閏一〇月六日に、一橋治済が松平定信を老中に推挙し、意次失脚後の政治的空白を急遽埋め、かつ天明朝の深刻化した封建的危機に対応すべく政治改革の着手することを尾紀水三家に申し入れている、しかし水野忠友に代表される田沼余党と大奥の妨害により、そのことがなかなか実現出来ず、実に翌七年六月九日に至ってようやく漕ぎつけた経過について、水戸家の秘記にもとづいた研究を発表している。⁽¹³⁾ その間の時期において、正規の幕閣による政治に対して、三家による田沼政治の匡正という政治の二元的状況が存在したが、これについてはここでは論じない。

ところで菊地氏の研究成果に依拠しつつ、竹内誠氏は定信の老中実現を江戸打毀しとの関係で論証した。⁽¹⁴⁾

しかし竹内氏の論証のかぎりでは、なぜ幼少の家斉の御側申次本郷泰行、横田準松が解任されたか必ずしも実証されていない。(なお本郷泰行は天明七年五月二四日に申次を免ぜられたのであって側衆は罷免されていない。⁽¹⁵⁾)

横田準松は五月二九日に御側申次を免ぜられ、菊の間縁詰を命ぜられたが、⁽¹⁶⁾ 彼は同月朔日に三千石加禄され、実禄九千五百石となり、⁽¹⁷⁾ その喜びにひたっていた最中である。それがなぜ急に失脚したのか。

当時の一史料がその秘密を解き明かすだろう。

「横田筑後守御役御免の事」

同廿九日、御側御用御取次横田筑後守、御役御免菊の間縁頼詰右於奥被仰付之、

此筑後守事、五月朔日三千石御加増、都合九千五百石となり、同十五日御加増御礼金高□差上之日増其勢ひ強き事飛鳥も落る気色、諸人羨思ふ処に、同晦日（天明七年五月は小の月のため二九日になる―引用者）退役被仰付寄合衆と成は、手の裏かへすが如く不首尾、いかなる故にやと思ひし折から、或人云今般町方打こはし騒々しき事とも、御聴に達し被遊御尋候処、世上唯御静謐と計申上しに、大奥女中衆より町方大騒動の事聞し召驚かせ給ふ、一体 上には御仁心に渡らせ給へば、常々万民の患苦無之様にして取らせ度、思召しの厚きといへとも、佞人御側に有之、繕ひ言上しける故、上には御正直の余り、欺れ給ふは御尤の御事なり、右の騒動聞し被及せ給ふ事を御憤り思召、不届なりとて退役被仰付しと云々⁽¹⁸⁾」

これによれば、折からの江戸打毀しの直接のあおりをくって、横田準松が側用申次を解任されたことがわかる。

すなわち、天明七年五月六月は、全国諸都市において打毀しが激発し、五月中だけで三四件の都市騒擾中、三二件が打毀しとな⁽¹⁹⁾り、江戸時代をつうじて最大の都市打毀し発生件数を記録している。その頂点に立つのが五月中旬の大坂、同下旬の江戸の打毀しである。なかんずく江戸のばあい、五月二〇日の赤坂の米屋襲撃に始まり、江戸府内各所に波及して月末に至って漸く静穏にな⁽²⁰⁾った。

こうみてくると、本郷泰行の側用申次解任、横田準松の側用申次罷免は江戸打毀しの最中の出来事であったばかりでなく、横田準松のごときは、江戸の民衆の直接の攻撃対象ではなかったにせよ、客観的には江戸打毀しが幕閣人事にまで反映したものである。しかもこの横田罷免に象徴される幕閣内の動きは、一人横田の問題にとどまるものではなかった。そ

れは、幼少の將軍を自己の掌中に擁して、意次失脚後も依然として田沼政治の余沢の中に権力にしがみつくと田沼余党と、尾紀水三家を中心に幕閣の実権を奪回しようとする譜代勢力（その衆望を担ったのが松平定信）とのげい暗斗が絶え間なくくりひろげられていた。その間の事情については、菊池論文に収められた諸史料が雄弁に物語っている。その間隙を縫って、政権得帰を劃する意次の工作も行なわれている。しかも政治的空白状態は依然としてつづいていた。

本郷泰行よりも横田準松が側衆を罷免されて幼將軍より遠ざけられた直後、幕閣内では定信の老中就任を反対する勢力が急激に弱まったらしい。

さきの太田南畝の記録した覚書では、横田罷免を家齊の意志であるかのごとく伝えているが、真相を大奥の女中から知らされたはじめて知ったごとく、恐らくは定信の老中実現を推進していた尾張・水戸両家と一橋治済とくに治済の進言にもとづいて、江戸打毀しについての横田の矯誣をとらえて、一挙に反対派の牙城を葬ったものである。このばあい家齊の意志が十全に働いて自己の識見において罷免するほどには、この幼少の將軍は成長していなかったことは間違いない。

江戸の打毀しが蜂起した一カ月後、しかもほぼ市中が平穩となつて、先手加役御免（六月一八日）が申し渡された翌日、天明七年六月一九日に「松平越中守定信加判の列上座命ぜられ侍従に任せら」れた⁽²¹⁾。

正に当年の人民斗争、とくに江戸の打毀しが意次失脚後もなおくすぶりつづけていた幕閣人事を吹きとばし、九カ月間も懸案だった定信の老中就任を実現させた原動力だったのである。この意味で、杉田玄白が「若此度の騒動なくハ御政事ハ改るましき」⁽²²⁾と書いたのも、まことに適言といえよう。このことは、このち展開されていく定信の寛政の改革の本質をも規定していく問題であるが、これについてはまた別に論じなくてはならない。

註

- (1) 「浚明院殿御実紀」卷五十五(同右、八〇八ページ)。
 (2) 『徳川十五代史』(新人物往来社版)第五卷二三五ページ。
 (3) たとえば、三上参次『江戸時代史』下卷三三三ページ。栗田元次『江戸時代史』(『大日本史講座』)下卷一七三ページなど。
 (4) 『翁草』卷之百九(同右、中卷、四九四、四九五ページ)。
 (5) なお松平定信が天明六年末から七年初めごろにかけて密かに將軍家齊に呈上した意見書がある。その文中に「八月十五日出御無之義、誠に八才より心掛候事も、甚相屈し候処、八月廿日よりのわけ合、かけ合、又々夢中に存候義御座候て、云々」(辻善之助『田沼時代』二三五ページ所引)の八月二〇日が気になるが、これに関して『宇下人言』も『樂翁公伝』にも何ら触れるところがないので、これについてはいまは指摘しておくにとどめる。
 (6) 大木市左衛門親敬は、大番士を経て天明元年新番士となった(寛政三年歿、五四才)。このとき五〇才に当る(『寛政重修諸家譜』卷第二百三十四、新訂版第四、二五三ページ)。なお『樂翁公伝』も八月二五日家治死去説をとっている(同書八〇ページ)。
 (7) 『天明巷説』以下、とくに断らないかぎり、この史料による。なお松平乗尹は將軍家齊の最初の加恩の栄に浴し、天明六年十一月一日、小納戸頭取より作事奉行に転じ三百石加禄さ

田沼意次の失脚と天明末年の政治状況

れているのはこの功によるものだろう(『文恭院殿御実紀』卷一「続徳川実紀」前掲国史大系本、第一篇八ページ)。

- (8) 「浚明院殿御実紀」卷五十五(同右、八〇五ページ)。
 (9) 同右。『寛政重修諸家譜』卷第六百九(同右、第十、一九八ページ)。
 (10) 『寛政重修諸家譜』卷第一千二百十九(同右、第十八、三六五ページ)。
 (11) 「文恭院殿御実紀」卷二(同右、一五ページ)。
 (12) 『寛政重修諸家譜』卷第三百三十(同右、第六、五九ページ)。
 (13) 菊地謙二郎「松平定信入閣事情」(『史学雑誌』第二六篇第一号)。なお江間政発「松平定信入閣当時の事情」(『維新史料編纂会』『講演速記録』第六輯所収)参照。
 (14) 竹内誠「寛政改革の発端——天明打こわしとの関連について——」(『関東近世史研究会会報』2)参照。竹内氏よりすこし前に林基氏もこの事実注目(『宝暦——天明期の社会情勢』「岩波講座日本歴史」近世4所収、一三四ページ)していたが真正面から両者の関係を論証したのは竹内論文の成果である。
 (15) 「文恭院殿御実紀」卷二(同右、三三ページ)。「寛政重修諸家譜」卷第四百七十一(同右、第八、六七ページ)。
 (16) 同右。『寛政重修諸家譜』卷第四百五十一(同右、第七、三五二—三五三ページ)。
 なお、本郷泰行・横田準松の他に、五月二八日に田沼意致(意

次の甥)も御側申次を病免され、菊の間縁詰となっている。

ただし「一橋邸より召連られしにより。特旨にて是迄の足米そのまゝ給ふ。」(『文恭院殿御実紀』卷二、同右、三三ページ)とあり、前の二人とは処遇がちがっている。意致は、意次の失脚後その縁戚たる故にか、一度は側衆を辞したが再登用され、その後も辞意を慰留されている(『寛政重修諸家譜』卷第一千二百十九、同右、第十八、三六七―三六八ページ)。

(17) 「文恭院殿御実紀」卷二(同右、三〇ページ)。

(18) 「天明打こわし一件」、『一話一言補遺』卷四(『新百家説林

蜀山人全集』五、五六七―五六八ページ)。

(19) 「都市騷擾年表」(青木虹二『百姓一揆の年次的研究』所収)記載件数および原田伴彦「江戸時代の都市騷擾」(『経済学雑誌』第五十八巻第四号)の追加件数による。

(20) 小稿「天明の江戸の打こわしへの疑問」(『真説日本歴史』8所収)参照。

(21) 「文恭院殿御実紀」卷二(同右、三五ページ)。

(22) 「後見草」下(『改訂史籍集覧』第十七冊、七二〇ページ)。

(後記)

かつて林基氏は「天明六・七年の情勢は、量的な差異はもちろんあるが、少なくとも慶応二年の革命情勢の原型の成立をはじめて示すものであったというる。」(前掲「宝曆―天明期の社会情勢」一三九ページ)という重要な指摘を行なっている。

しかもこの時期はすでに見てきたように、田沼意次が失脚してから、松平定信が老中に就任し、寛政の改革への第一歩を踏み出すまでの政治的空白期でもあった。本論は当初、この間の政治史を当年の人民斗争との対抗関係において把握し、「革命情勢の原型の成立」論を前提にして、この時期を理解しようとした。しかし結果は余りに田沼意次にべったりの古い政治史に後退してしまった。偏えに筆者の非力以外にない。すくなくとも、天明六・七年の人民斗争の大昂揚の歴史的意義を政治史の次元で、再構成することが筆者の今後の課題として依然残されているといわねばならない。

今宮先生の指導される大学院の特殊研究（日本政治史）の講筵に長年参加する者として、とくに一六九年度のテーマ（近世中期政治史）と関係あるこの拙ない小論を草した。これにより、学生時代いろいろの先生の学恩に幾分でも報いることができれば望外の喜びである。

（本稿はもともと田沼政権の成立から没落までを扱ったものであるが、与えられた枚数を著しく超過したために前半を全面的に省略し、失脚の背景の追究のみにとどめた。割愛部分は、本稿の前提として、つづいて『史学』に発表の予定である。）